

請 願 文 書 表

受理番号	4-2	受理年月日	4. 11. 21	付託委員会	総務常任委員会
請願者の住所及び氏名	京都府城陽市平川中道表1-12 京都府城陽久御山民主商工会 会長 内田 公昭 副会長 田中 郡次 事務局長 谷 祐一郎			紹介議員	西 良倫
件 名	「消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書				
要 旨	一、城陽市議会として、「消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書」を採択し、政府に送付していただくこと。				

## 【請願の要旨】

消費税のインボイス制度が2023年10月1日から開始される予定です。しかし、受付開始から1年以上経過した今年10月末においても、その登録率は、経済センサスで把握されている国内全事業所数の37.1%、とりわけ個人事業においては14.9%にとどまっています（東京商工リサーチ調べ）。

この登録率の低さは、申請期限まであと4カ月に迫った現在においても、いまだ、この制度が多くの上業者者に理解されていない事、また、理解している場合であっても、登録することで、自身の事業が被る様々な影響を危惧し、登録を見合わせている事業所の多さを裏付けるものです。

加えて、いつ終息するかもわからないコロナ禍、原油原材料高騰のもと、このままインボイス制度が導入されれば、大きな混乱を招くことは明らかです。自治体として、地域で活躍する事業者を守る責務を果たすため、政府に対し「インボイス制度の中止を求める意見書」を送付していただくことを求めます。

## 【請願の理由】

インボイス制度が実施された場合、消費税免税事業者である小規模事業者は、①インボイスの登録を行い、消費税の申告・納税をする。インボイス登録をしない場合は、②取引先から仕事を切られる、または、③商品代や工賃などから消費税相当分の値引きを強いられる、のいずれかを余儀なくされます。

消費税免税事業者において、消費者から預かった消費税が「益税」になっていると誤解されている方が時々おられます。しかし裁判において、「消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」という判決が確定しています（東京地裁1990年3月26日、大阪地裁1990年11月26日）

消費税が実態として益税化しているのは、免税事業者ではなく、輸出を伴う大企業の方です。例えば、トヨタ自動車の場合、私たちが自動車を購入した時に支払った消費税相当額を、そのまま税務署に納税している訳ではありません。逆に「消費税輸出還付金」として2021年度分だけでも推計で6,003億円もの還付を受けています。

一方で、取引先との関係で力の弱い小規模事業者は、消費税が増税されるたびに、消費税相当分以上の単価の引き下げを経験してきました。これこそが、数ある国税の中でも消費税が最も滞納額が多い所以です。

インボイス制度は、免税事業者を標的とした、消費税率の変更を伴わない増税策に他なりません。

インボイス制度が強行されれば、必ず多くの小規模事業者が廃業に追い込まれます。大企業ばかりでは、地域社会は成り立ちません。また、シルバー人材センターの会員やフリーランス、一人親方など担税力の弱い事業者に多大な負担を求めれば、今後「多様な働き方」は成り立たなくなってしまう。

今、日本商工会議所をはじめとする中小企業団体、税理士団体、文化・芸術団体、シル

バー人材センター等多くの団体やフリーランスのグループが「中止」「延期」「見直し」を表明しています。また、9月末現在で、289の自治体で543件のインボイス制度の「中止」「延期」を求める意見書が採択されています。

以上の趣旨から、下記事項についてお願いします。

**【請願事項】**

- 一、城陽市議会として、「消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書」を採択し、政府に送付していただくこと。